

平成27年5月京都府防災会議及び国民保護協議会 結果概要

- 日時 平成27年5月29日（金）午後2時00分～3時05分
- 場所 京都府職員福利厚生センター 第1～5会議室
- 出席 防災会議会長・国民保護協議会会長：山田京都府知事
防災会議委員 56名
国民保護協議会委員 49名
三島原子力防災専門委員（京都大学名誉教授）

■会議概要

1 開会あいさつ（山田知事）

- ・この3年間連続して大きな災害があり、これまでの経験だけでは計り知れない「観測史上最高」といった災害が多くなっていることから、これまで以上にハード、ソフト両面からしっかり対策を講じなければならない。また、更なる情報伝達・共有、素早い行動が必要
- ・ダムのほかため池でも事前放流して貯留施設として使うなど、災害を予測して行動するとともに、各防災機関が連携していくことが重要
- ・府民も含め、まちづくりの段階から災害を意識した取組が必要であり、条例の策定を進めているところ

2 協議事項

(1) 京都府地域防災計画の修正等について

① 京都府地域防災計画の修正について〈資料1～3〉

（計画修正の主なポイント）

- ・災害対策基本法改正による国の防災基本計画の修正を踏まえた見直し
- ・第二次京都府戦略的地震防災対策指針等の策定や津波浸水想定の実施等の防災会議専門部会の協議結果の反映
- ・指定地方公共機関の追加 等

② 第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について〈資料4～4-4〉

- ・戦略的地震防災対策推進部会の最終案を踏まえ、戦略指針及び同推進プランを策定

〔意見交換〕

○京都府老人福祉施設協議会（成光苑ライフ・ステージ舞夢施設長）

- ・要配慮者を誰がどのように避難誘導するのか、地域の共助体制を確立し、一定のルール化をして広く啓発することをお願いする。

（企画理事）

- ・住民同士が互いに助け合う仕組み、特に要配慮者を地域全体で支える仕組みについて、関係機関とともに取り組む必要がある。

（知事）

- ・要配慮者を近隣住民が避難させるルールをあらかじめ決めておくよう、市町村と連携して取り組んでいきたい。

(2) 京都府水防計画の変更について（諮問事項）〈資料5〉

（計画変更の内容）

- ・水位周知河川の追加指定、土砂災害警戒情報システムの細分化

(3) 京都府国民保護計画の変更について（諮問事項）〈資料6〉

（計画変更の内容）

- ・指定地方公共機関の追加

(4) 平成24、25、26年度の集中豪雨等の状況及び対応について<資料7>

- ・3年連続の集中豪雨等を受け、洪水対策（ハード対策、ソフト対策）、土砂災害対策、治山対策、内水（雨水貯留）対策等を実施

[意見交換]

○近畿地方整備局

- ・由良川緊急対策特定区間事業を実施するとともに、福知山の総合治水対策協議会による役割分担のもと、排水機場の増強を実施
- ・平成26年8月豪雨の際、TEC-FORCEにて支援したが、今後とも迅速な被害状況調査や応急対策を行っていく。

(企画理事)

- ・今後とも、引き続き国とも十分連携しながら災害対応に当たりたい。

○乙訓消防組合消防本部

- ・いろは呑龍の整備により、乙訓地域の浸水対策が大きく向上した。

(知事)

- ・浸水被害の軽減のため、情報の伝達にも努めていきたい。

(5) 災害からの安全な京都づくり条例（仮称）について<資料8>

- ・まちづくりの段階からの防災対策（災害危険情報等の公表、まちづくり協議会の設置、地区協議会の設置）や総合的な治水対策等を規定する予定

[意見交換]

○福知山市

- ・平成26年8月豪雨では「状況把握の困難さ」「市民への情報伝達の難しさ」など得られた教訓を受け、自助・共助に基づいて危機意識の醸成、情報の伝達、避難行動の促進に係るソフト対策を強化。また、家屋被害調査等の庁内研修や調査員登録を検討中
- ・府から市町村や自主防災組織にどのような支援策が行われるのか。

(知事)

- ・マルチハザード情報の整備等情報提供に努めるとともに、危険な地域における避難体制の構築や防災リーダーの研修等の支援を行うほか、被災地緊急サポートチームによる人的支援を行っていく。また、まちづくりをどのように進めるのか、ため池の事前放流など出来ることから始められるよう国、府、市町村が連携して取り組みたい。

3 報告事項

(1) 平成27年度近畿府県合同防災訓練等の実施について<資料9>

- ・例年の京都府総合防災訓練を兼ねて、近畿2府7県で持ち回りの近畿府県合同防災訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練及び関西広域連合応援・受援訓練を一体的に実施

(2) 高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定等について<資料10~10-1>

- ・高浜発電所について府域の安全を確保するため、府、関係市町、関西電力株式会社との間で協定等を締結し、これまで3回の地域協議議会と現地確認を実施

(3) 原子力災害に係る広域避難要領について<資料11>

- ・高浜発電所及び大飯発電所のUPZの住民が、原子力災害時に府内の広域避難先への避難が円滑にできるよう、避難方法、避難中継所（スクリーニングポイント）、避難所運営方法等を定めた要領を作成

(4) 原子力災害対策指針の改正等について<資料12>

- ・UPZ外における防護措置やSPEEDI等の予測的手法に係る原子力災害対策指針の改正について、関西広域連合として国に対して明確な根拠の説明をするよう申し入れ

(5) 国民保護の取組について<資料13>

- ・平成27年度の取組として、危機管理関係機関連絡会議、国民保護セミナー・図上訓練を予定

(6) 災害時等における各種協定について<資料14>

- ・前回防災会議以降、「情報の提供」「救援物資の提供」「支援活動」等の分野で新たに災害時に関する6つの協定を締結し、現在91の協定あり

(7) 京都府防災会議会長の専決処分について<資料15>

- ・5市町の地域防災計画の修正について、京都府防災会議として意見がない旨、会長が専決

[コメント]

○三島原子力防災専門委員（京都大学名誉教授）

- ・高浜発電所について、今後、訓練などソフト対策の取組を確認するとともに、安全性の確保について地域協議会で引き続き確認していきたい。
- ・住民の避難訓練をこれまで以上に実施し、原子力災害に係る広域避難要領の実効性を向上させるとともに、原子力災害対策指針の改正については、関西広域連合と連携を図ること

4 閉会あいさつ（山内副知事）

- ・国、市町村、各関係機関と信頼関係を強化し、ハード対策のほか、ソフト対策を充実させて災害対応をしていきたい。

■結果

協議事項、諮問事項、報告事項については了承された。